



1 愛商工連発第1008号 (E)
令和 2年 2月26日

商 工 会 長 様

愛知県商工会連合会
会長 新 美 文 二
(会長印省略)

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止への取組みについて

日ごろは、本連合会の事業推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症は国の指定感染症に定められ、感染症の予防、まん延の防止に関して「必要な措置を講じる」とされております。

同感染症の流行は、多くの中小企業・小規模事業者の事業活動へも大きな影響が予想されるため、今般、別添のとおり愛知労働局長から企業等における感染症拡大防止への取組み協力について依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても下記のとおり、この取組みの趣旨をご理解いただくとともに貴会会員企業等へも周知し、各企業等が可能な範囲において取組みの促進にご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

貴会はもちろん、貴会傘下の企業や団体等における取組みの促進に向けて、パートタイム従業員、派遣従業員、有期契約従業員など、多様な形態で勤務する従業員も含め、以下の事項などへのご協力をお願いいたします。

- ・ 従業員等が発熱等の風邪症状が見られる際に、休みやすい環境の整備
 - ・ 従業員等が安心して休むことが出来るよう収入に配慮した病気休暇制度の整備
 - ・ 感染リスクを減らす観点からのテレワークや時差出勤の積極的活用の促進
- などの取組み

なお、感染症の拡大防止対策については、厚生労働省作成の「新型コロナウイルスに関するQ&A」等をご参照いただき、具体的な対応等の参考にしてください(Q&Aの内容は適宜更新されます)。

○ 「新型コロナウイルスに関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_0007.html

○ リーフレット「新型コロナウイルス感染症を防ぐには」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000598681.pdf>

(担当：総務課 石田、国立)